

# 第3回 制度設計専門会合 事務局提出資料

~適正な電力取引についての指針の主な改正事項について~

平成27年12月4日(金)



### 小売分野に関する改正方針

#### 改正のポイント

託送料金相当金額の 請求書等への明記 (改正案6ページ) 電気料金の透明性の確保の観点から、小売電気事業者は需要家への請求書又は領収書に託送供給料金相当支払金額を明記することを、「望ましい行為」と位置付ける。
⇒詳細は資料3の25ページ参照

スイッチングの円滑化(改正案8ページ)

- 広域的運営推進機関や一般送配電事業者が、スイッチングの申込み状況に応じて対応能力を増強し、スイッチングが円滑に行われる環境を確保することが望ましい。
- スイッチングにおける妨害など不当な取扱いを問題のある行為と位置付ける。

小売電気事業者による 誤解を招く情報提供 (改正案8ページ)

• 誤解を招く情報提供により自社のサービスに需要家を不当に誘導することを、問題のある行為と位置付ける。

(備考) 独禁法に関する部分については公正取引委員会において審議・決定されるもの。

### 卸売分野に関する改正方針

#### 改正のポイント

常時バックアップ契約 (改正案10ページ)

- 常時バックアップの供給量に関する記載を追加(高圧・特高は3割程度、低圧は1割程 度)
- 常時バックアップの供給主体に関する記載を追加
  - ⇒詳細は資料4の14ページ参照

インサイダー取引 (改正案16ページ)

- インサイダー情報に関する社内管理体制の構築を望ましい行為と位置付け。
- 正当な理由無くインサイダー情報を知って行う卸取引や、インサイダー情報の公表を行わないことを問題のある行為と位置付け。
- 公表内容とその時期や公表方法についても規定。
  - ⇒詳細は資料4の15~23ページ参照

相場操縦 (改正案19ページ)

- 市場価格のつり上げ及びつり下げ行為
- 物理的な出し惜しみ
  - ⇒詳細は資料4の24ページ参照

(備考) 独禁法に関する部分については公正取引委員会において審議・決定されるもの。

### 託送分野に関する改正方針

#### 改正のポイント

他部門と連携して実施する業務に関する配慮① (小規模事務所等での連携) (改正案23ページ)  小規模事務所や山間部等における水力発電所等において、業務運営の効率性が著し く阻害される場合には、発電部門又は小売部門の従業員が送配電部門の業務を行うこと と、又は、送配電部門の従業員が発電部門又は小売部門の業務を行うことを妨げるも のでないことを明確化。

他部門と連携して実施する業務に関する配慮② (合理的な範囲での受託・委託) (改正案25ページ)

- 送配電部門が小売部門や発電部門の業務を行う場合には、当該業務に相当する他の 小売電気事業者や発電事業者の業務を受託できる範囲を公表し、合理的な範囲で受 託することを「望ましい行為」として規定。
- 送配電部門がその業務を小売部門や発電部門に実施させる場合には、その実施主体を募集すること等により、当該実施主体を決定することを「望ましい行為」として規定。

需要家への差別的対応(改正案27ページ)

- 送配電事業のために需要家と需給調整契約を締結する際に、自己の小売部門の需要家を優遇することを、差別的な対応の具体例として追加。※今後のネガワット取引の実態等を踏まえ、必要に応じて改正。
- 転居等により新たな供給先を検討中の需要家に対する情報提供において、自社の小売 部門と他の小売電気事業者で不当に差別的に取り扱うことを、具体例として追加。

代表契約者制度における差別 的対応 (改正案28ページ)

- 代表契約者制度とは、バランシンググループを構成する複数の小売電気事業者と一般 送配電事業者が一の託送供給契約を締結し、複数の小売電気事業者間で代表契 約者を選定する仕組み。
- 一般送配電事業者が、正当な理由なく特定の小売電気事業者を代表契約者とする 代表契約について協議を拒む場合等を、差別的な対応の具体例として追加。

(備考) 独禁法に関する部分については公正取引委員会において審議・決定されるもの。

# 他のエネルギーと競合する分野に関する改正方針

### 改正のポイント

オール電化に関する供給約款・選択約款の運用の適正化(改正案33ページ)

• オール電化に関し、供給約款・選択約款の運用を適正化するため運用基準を定めるなどとしている記述について、オール電化メニューが原則として自由料金になることを踏まえ、 当該記述を削除。

オール電化に関連した屋内配線工事等の差別的取扱(改正案34ページ)

• 屋内配線工事等において、オール電化であるかどうかにより需要家を差別的に取り扱うことを、問題のある行為として位置付け。

## 将来的なガイドラインの見直しについて

- 来年4月の全面自由化の時点においては、一般送配電事業者の供給区域内の電源の大部分を一般電気事業者であった者が保有し又は調達している実態は変わらない。
- この状況においては、旧一般電気事業者の小売部門や発電部門の電力市場における 影響力の大きさには著しい変化は無いと考えられることから、今回のガイドライン改正では、 ガイドラインの主な対象となる事業者を、「区域において一般電気事業者であった小売電 気事業者」などと規定としている。
- 今後、上述の電源の保有・調達の実態に変化があった場合など、電力市場に大きな変化が生じた場合には、支配的事業者の実態も変化すると考えられることから、その際には、本ガイドラインの対象となる事業者の捉え方や、指針として定める具体的内容について、改めて見直しを行うこととする。